

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例（素案）におけるパブリックコメントの募集結果について

標記の件について、パブリックコメントの募集結果および寄せられたご意見に対する市の考え方について公表いたします。

ご協力ありがとうございました。

1. 受理総数

持 参	郵 送	F A X	電子メール	合 計
1	0	1	0	2

2. 寄せられた意見および意見に対する市の考え方

番号	寄せられた意見（要旨）	市の考え方
1	空家の発生予防策として、例えば高齢層の戸建住宅の居住者と若年層のアパート居住者の住み替えの橋渡しをするなど、行政も加わった新しい仕組みづくりを検討してほしい。	本条例（素案）は空家等に対する措置について定めるものでありますので、空家発生予防に関する規定はしておりませんが、いただいたご意見は、今後の空家対策における参考とさせていただきます。
2	空家の発生予防策として、防音改修工事等について市の采配枠を設定し優先的工事の認可枠を与えることなどによって、住宅事情の改善につながられないか。	防音改修工事は国の定める基準に従って実施されており、自治体に采配枠や認可枠を設定する権限は与えられておりません。